

平成 17 年 6 月 14 日

日本ボルボ株式会社
ボルボ・トラック事業部

ボルボ・トラックのリサイクル実施状況について

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、日本ボルボ株式会社が、平成 16 年度(平成 17 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)に実施したシュレッダーダスト¹及びエアバッグ類のリサイクルとフロン類の破壊の状況を公表致します。

なお、当社は自動車リサイクル法の規定に基づき、同法の指定法人である(財)自動車リサイクル促進センターと契約(再資源化等契約)を締結し、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクルとフロン類の破壊を行っています。

(1)再資源化等契約を締結した年月日

- 平成 16 年 10 月 1 日

(2)リサイクル等の実施状況

- 平成 16 年度(平成 17 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)に引き取ったシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類はありませんでした。

(3)収支の状況

	シュレッダーダスト	エアバッグ類	フロン類
払渡しを受けた預託金の総額	0 円	0 円	0 円
再資源化等に要した費用	0 円	0 円	0 円

1 シュレッダーダスト:

破砕業者が、廃車ガラ(解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体)をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

以上